

2014年12月5日

抗 議 書

全国難民弁護団連絡会議
在日ビルマ人難民申請者弁護団

2014年11月7日、東京入国管理局は、仮放免期間延長申請のために同局に出頭したミャンマー国籍カレン族の男性 T・S 氏（難民異議申立番号 J 東 10-473）に対して、延長不許可処分をするとともに、同局収容場に収容した（以下「本件収容」という）。T・S 氏は難民認定申請の異議申立手続中で、その難民該当性が検討されているさなかであった。

全国難民弁護団連絡会議および在日ビルマ人難民申請者弁護団は、本件収容に対して以下のとおり抗議の意思を表明するものである。

第 1 に、かかる収容は、日本が構成国となっている UNHCR 執行委員会でのコンセンサスによって出された、難民認定申請者について原則として収容は回避されるべきものとする UNHCR 執行委員会第 44 号の結論に反する収容であると言わざるを得ない。もともと、難民の認定そのものは宣言的なものであって、申請手続中という状態とはいえ難民である可能性もあり、そのような者に対する人身の自由の制約はできる限り避けられるべきである。難民申請者で非正規の在留状態にある者にとって、本件収容は大きな精神的な不安をもたらすことは明らかである。

第 2 に、入国管理局によるこれまでの運用に鑑みても、少なくとも 2010 年以降は、難民認定申請中の者に対しては、異議申立手続中の者も含めて収容をしない運用であったのであり、本件収容が平等原則に反し、裁量権行使の逸脱となる恣意的なものであることは明白である。

第 3 に、本件については異議審尋が終了して結果の告知を待っている状態とはいえ、このような難民審査の途中での身柄の拘束は、原則的には、立証責任を負担する申請者に対して難民該当性判断資料の収集等を困難にし大きな障害となるものであって、過度の制約となることは論を待たない。

以上から、私たち全国難民弁護団連絡会議および在日ビルマ人難民申請者弁護団は、入国管理局に対して直ちに下記の対応を行うことを要求する。

記

- 1 本件の仮放免不許可処分を取消し、直ちに T・S 氏の仮放免を延長すること、

そうでないとしても、直ちに同氏に対する仮放免を許可すること。

- 2 今後同様の事案について、本件同様の仮放免延長の不許可処分及び収容という運用を行わないこと

以上

連絡先

全国難民弁護団連絡会議

在日ビルマ人難民申請者弁護団

代表 弁護士 渡辺彰悟

代表 弁護士 渡辺彰悟

事務局長 弁護士 難波 満

東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4 階

電話 : 03-5312-4826 Fax : 03-5312-4543

本書写し送付先

法務省入国管理局長 井上宏 殿

東京入国管理局長 坂本貞則 殿